

議 長 日程第5「議案第44号松田町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第44号松田町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年12月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。行政手続における町民の負担軽減等を図るため、原則として押印を省略することを定めた本町の方針に基づき、各種手続における押印を不要とするほか、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第44号松田町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。改正の理由としましては、行政手続における町民の負担軽減等を図るため、原則として押印を省略することを定めた本町の方針に基づき、各種手続における押印を不要とするほか、所要の改正を行うため条文の整備等を行うもので、関係する4つの条例を一括して改正するものでございます。

それでは、恐れ入りますが、議案を2枚おめくりいただき、3枚目の参考資料1、新旧対照表を御覧ください。最初に第1条関係の松田町固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございます。右が現行、左が改正案でございます。改正案では、第7条の第3項の審査申出人の口頭による意見陳述の調書の作成を定めた部分について、署名押印の「押印」を削り、署名に改めるものでございます。

第8条の第8項の法曹審理における口述書の記載事項を定めた部分につきましては、やはり署名押印の「押印」を削り、署名に改めるものでございます。

第9条の第2項は、実地調査における調書作成を定めた部分につきましてでございますが、こちらも署名押印の「押印」を削り、署名に改めるものでございます。

恐れ入りますが、次ページをお願いいたします。第10条の第2項は、議事に

ついでに調書作成を定めた部分につきまして、署名押印の「押印」を削り、署名に改めるものでございます。

続きまして、第2条関係の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正でございます。第1条では、この条例の「目的」を「趣旨」に改め、「基き」を「基づき」に、「関し規定することを目的とする。」を「ついて必要な事項を定める。」に改めるものでございます。

第2条の職務のサービスの宣誓では、「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を「任命権者」に改め、別記様式、3ページの別記様式でございます、宣誓書を「宣誓書を提出」に改めるものでございます。すみません。第2条の提出です。ごめんなさい。を改めるものでございます。

第3条の権限の委任は、「定めるものを除く外」を「定めるもののほか」に、「関し」を「ついて」に改めるものでございます。

恐れ入ります。次ページをお願いいたします。次に、別記様式第2条関係、宣誓書中、㊦を削るものでございます。

恐れ入ります。次ページをお願いいたします。松田町火葬料補助条例の一部を改正する条例第3条関係でございます。第1号様式の火葬交付申請書中、申請人の印及び申請人一覧の「昭和」を削るものでございます。

次ページをお願いいたします。第4条関係の松田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例につきましては、別記様式第14条関係の政務活動費に係る収入及び支出の報告書中の「印」を削るものでございます。

恐れ入ります。4ページ戻っていただきまして、議案本文の1ページをお願いいたします。附則でございます。附則は、次ページになりますが、附則につきましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、参考資料の1の後ろにこの参考資料2をつけさせていただいておりますが、こちらは先般の全員協議会で御説明しました固定資産評価委員会条例の一部を改正する条例の一部の資料を添付しておりますので、後ほど御高覧くださいませ。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいた

します。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

よろしいですか。質疑なしと認めます。質疑を打ち切り…(「挙手して
ます。」の声あり)

6 番 井 上 1点ですね、お伺いいたします。ここで押印を廃止されたということで、それはですね、住民サービスの面から見ると適当ではないのかなというふうに思います。ただ、その際にですね、1点ここで確認をさせていただきたいんですけども、この中の4条例のうちですね、該当しそうなのは、例えば火葬料のですね、交付申請書なりで、本人がですね、自筆できない場合にはですね、どう
いう対応をとられるのかについてですね。あとは、ほかの条例では、基本的にはちょっと本人が署名できないという状況はちょっと考えにくいと思うんですけども、火葬料援助条例等でですね、このやはり申請人というものが高齢とかですね、障がい等によって署名できない場合の対応についてお伺いをいたします。

町 民 課 長 火葬料の交付申請書の場合ですけども、御本人…喪主の方が高齢で自筆できないという場合には、代理の方にその喪主の方のお名前を書いていただいて、その下に「代理」ということで、署名した方のお名前も頂いております。

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 ほかにちょっと想定されるですね、今まではちょっと本人書けないんですけども、本人の印鑑をね、預かってきたので押印をしましたというような窓口での対応があったかと思いますが、ほかにちょっと本人署名できない場合のですね、対応等はないということでしょうか。

総 務 課 長 すみません。あくまでも今回の押印の見直しに関する方針というのはですね、あくまでもですね、押印を求める趣旨が本人確認として求められたものですけど、認め印でやる押印は本人確認の意味合いが小さいもので、逆に本人が押印しなくても本人が書いたとか、本人が来て、私はそうだという形になれば、それ自体で押印の意味はなく、認め印による押印は必要ないということで、そう

いう意味での押印の廃止でございます。あくまでも、例えば町の裁量で廃止できないもの、例えば法改正によって押印を求められなくなった場合のものもありますので、そういうのはあくまでも従来どおりという形になります。以上です。

6 番 井 上 それについては了解できました。

そうしますとですね、あと1点ですね、やはり窓口での場ですね、例えば火葬料にしてもですね、窓口で、そこで自筆署名をしなければいけないのか、それともその用紙をですね、頂いて行って、家で署名をしたものを持ってくるということは認められるのかどうかのちょっと確認をしたいんですけども。

町 民 課 長 先にですね、家で書かれたとしても、それ自体は、本当に書きましたかとか、そういうことではなく、その用紙を受理して、御本人確認はまた別に免許証等でさせていただいております。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第44号松田町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。